

議案第 6 5 号

八幡浜市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

八幡浜市報酬及び費用弁償等支給条例（平成 1 7 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
区分		報酬額	区分		報酬額
(略)			(略)		
選挙長		1 回につき 1 2, 2 0 0 円	選挙長		1 回につき 1 0, 7 0 0 円
投票所の投票管理者		同 1 4, 5 0 0 円	投票所の投票管理者		同 1 2, 7 0 0 円
期日前投票所の投票管理者		同 1 2, 8 0 0 円	期日前投票所の投票管理者		同 1 1, 2 0 0 円
開票管理者		同 1 2, 2 0 0 円	開票管理者		同 1 0, 7 0 0 円
開票立会人		同 1 0, 1 0 0 円	開票立会人		同 8, 9 0 0 円
選挙立会人		同 1 0, 1 0 0 円	選挙立会人		同 8, 9 0 0 円
投票所の投票立会人	投票時間の全時間	同 1 2, 4 0 0 円	投票所の投票立会人	投票時間の全時間	同 1 0, 8 0 0 円
	投票時間の2分の1	同 6, 2 0 0 円		投票時間の2分の1	同 5, 4 0 0 円
期日前投票の投票立会人	投票時間の全時間	同 1 0, 9 0 0 円	期日前投票の投票立会人	投票時間の全時間	同 9, 6 0 0 円
	投票時間の2分の1	同 5, 4 0 0 円		投票時間の2分の1	同 4, 8 0 0 円
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。